

労働委員会とは～おさらいとして～

公益委員 濱潟 剛

労働委員会の設置や任務、組織等については、労働組合法、政令、規則等に詳しく定められています。

労働委員会は、労働者が団結することを擁護し、労働関係の公正な調整を図ることを目的として、不当労働行為事件の審査や労働争議のあっせん・調停・仲裁等に関する事務を担当する行政機関です。

国にあっては、厚生労働大臣の所轄の下に中央労働委員会が、地方にあっては知事の所轄の下に都道府県労働委員会が設置されています。

中央労働委員会と都道府県労働委員会の間には、それぞれ独立して権限を行使するため、上級機関、下級機関の関係はありません。

労働委員会は、使用者を代表する者（使用者委員）、労働者を代表する者（労働者委員）と公益を代表する者（公益委員）からなる三者構成の合議制の機関です。それに事務局が置かれています。

使用者委員と労働者委員は、それぞれ使用者団体又は労働組合の推薦に基づいて、公益委員は使用者委員と労働者委員の同意を得て、都道府県にあっては知事が任命することとされています。

都道府県労働委員会の使用者委員、労働者委員及び公益委員の数は、政令で都道府県毎に定められております。鹿児島県は各5人となっています。

委員は、非常勤となっています。

委員の任期は、2年となっていますが、後任者が任命されるまでは引き続きその職務を行うことになっています。そのほかに、委員の欠格条項が定められ、この欠格条項に該当することとなった場合等には失職することとされ、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認められる場合等には、労働委員会の同意を得て罷免されることになっています。また、公益委員は、政党に加入したり脱退（除名を含む）したとき、又は所属政党を変更したときは、直ちに任命権者に通知しなければなりません。

労働委員会の委員（委員であった者を含む。）又は職員（職員であった者を含む。）は、その職務に関して知得した秘密を漏らしてはならない、いわゆる守秘義務が課されております。この義務に違反した者は、刑罰に処せられます。

労働委員会の機能・権限は、労働争議のあっせん・調停・仲裁等に関するもの、個別労働関係紛争のあっせんに関する調整的なものと、不当労働行為事件の審査や労働組合の資格審査、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項による非組合員の範囲の認定・告示に関するいわゆる判定的（又は準司法的）なものや労働協約の地域的な一般的拘束力に関するものなどがありますが、判定的機能は、公益委員のみが行うことができます。ただし、使用者委員と労働者委員は、不当労働行為事件の調査及び審問を行う手続や和解を勧める手続に参加することができます。

労働委員会には会長が置かれ、会長は、公益委員の中から選挙されます。会長は会務を総理します。

労働委員会の会議は、委員の全員で行う会議（総会）と公益委員の全員で行う会議（公益委員会議）があります。

会議は、非公開を原則とし、公開することができるのは、公益上必要があると認められた場合に限りです。

会議は、会長が招集し、使用者委員、労働者委員と公益委員が各1人以上が出席しなければ、会議を開き、議決することはできません。

総会の招集は、毎月1回以上日を定めて、会長が招集することになっています。必要に応じて、臨時に招集されることもあります。

その他に総会の定足数、議事、議決要件等について、法律、政令、規則に詳しく定められています。

労働委員会は、その事務（権限）を行使するために必要があると認めるときは、使用者又はその団体、労働組合その他の関係者に対して、出頭、報告、帳簿書類の提出を求め、又は関係事業場の臨検、業務の状況、帳簿書類その他の物件等の検査を行うことができる強制権限が認められています。（これらの権限の行使に違反した者、法人には、刑罰が科せられます。）

以上、労働委員会について、私なりに概括してみました。不十分な内容で浅学の誇りを免れませんが、縁あって携わることになった仕事を大まかにもおさらいする機会を得られたことを幸いに思います。

なお、おさらいに当たっては、「わかりやすい労働法」（労働省労政局労働法規課編）、「労働委員会の手引」（鹿児島県労働委員会事務局）等に依りました。ありがとうございました。